

個別公共事業の評価書

－令和２年度（その１）－

令和２年５月２８日 国土交通省

国土交通省政策評価基本計画（平成３１年３月２７日策定）に基づき、個別公共事業（直轄事業等）についての新規事業採択時評価を行った。本評価書は、行政機関が行う政策の評価に関する法律第１０条の規定に基づき作成するものである。

１．個別公共事業評価の概要について

（評価の対象）

国土交通省では、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての所管公共事業を対象として、個別の事業採択（事業費の予算化）の判断に資するための評価（新規事業採択時評価）、事業の継続又は中止の判断に資するための評価（再評価）及び改善措置を実施するかどうか等の今後の対応の判断に資する評価（完了後の事後評価）を行うこととしている。

新規事業採択時評価は、原則として事業費を予算化しようとする事業について実施し、再評価は、事業採択後一定期間（直轄事業等は３年間。補助事業等は５年間）が経過した時点で未着工の事業及び事業採択後長期間（５年間）が経過した時点で継続中の事業、社会経済情勢の急激な変化により再評価の実施の必要が生じた事業等について実施する。また、完了後の事後評価は、事業完了後の一定期間（５年以内）が経過した事業等について実施する。

（評価の観点、分析手法）

国土交通省の各事業を所管する本省内部部局又は外局が、費用対効果分析を行うとともに事業特性に応じて環境に与える影響や災害発生状況も含め、必要性・効率性・有効性等の観点から総合的に評価を実施する。特に、再評価の際には、投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等、といった視点で事業の見直しを実施する。本評価書で対象とした事業の事業種別の評価項目等については別添１（評価の手法等）のとおりである。

（第三者の知見活用）

再評価及び完了後の事後評価にあたっては、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等から構成される事業評価監視委員会の意見を聴くこととしている。また、直轄事業等の新規事業採択時評価においても、事業評価の実施要領に基づき、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしている。ただし、治安の維持に係る事業については、学識経験者の第三者から構成される委員会等の意見を聴くことを要しないものとする。

また、評価手法に関する事業種別間の整合性や評価指標の定量化等について公共事業評価手法研究委員会において検討し、事業種別毎の評価手法の策定・改定について、評価手法研究委員会において意見を聴くこととしている。

（参考資料）

i) 事業評価カルテ検索（URL：<http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/jghks/chart.htm>）

これまで事業評価の対象となった各事業（直轄事業等）の諸元等が記載された帳票を検索できる。

ii) 事業評価関連リンク（URL：http://www.mlit.go.jp/tec/hyouka/public/09_public_07.html）

各部局の事業評価に関する要領等が記載されたリンク先をまとめている。

２．今回の評価結果について

今回は、令和元年度補正予算に係る評価として、予算化されている事業のうち、当該補正予算の支出負担行為の実施計画に定める額と執行額の差額が発生した事業において当該差額を令和２年度に繰り越して新たに実施する直轄事業について、新規事業採択時評価１件の評価結果をとりまとめた。件数一覧は別添２、評価結果は別添３のとおりである。

<評価の手法等>

事業区分	評価の方法	評価の視点等	評価を行う過程において使用した資料等	担当部局
船舶建造事業 <巡視船艇>	巡視船艇毎に評価対象を整理した上で、事業を実施した場合、右のような海上保安業務需要を満たすどのような能力の向上が図られ、どのような効果が得られるかについて評価する。	<巡視船艇> ・海洋権益の保全 ・治安の確保 ・海難救助・海上交通安全の確保 ・海上防災・海洋環境の保全	・海上保安統計年報 ・海上保安レポート	海上保安庁

令和元年度予算に係る新規事業採択時評価について

【その他施設費】

事業区分	新規事業採択箇所数
船舶建造事業	1
合計	1

令和元年度予算に係る新規事業採択時評価結果一覧

【その他施設費】

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	維持管理費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
小型巡視艇（CL型）4隻建造 海上保安庁	22	10.7	本事業で小型巡視艇（CL型）を整備した場合、海上保安業務の遂行に必要な速力などの運動性能や、夜間捜索監視能力の向上が見込まれ、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 矢頭 康彦)